

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

◇告 示 土地改良事業の認可

土地改良事業計画等の認可

河川区域の廃止

河川区域の廃止による廢川敷地等

土地の用途廃止

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の一部改正

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

◇地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱

◇雑 報 地方職員共済組合定款の一部変更

告 示

鳥取県告示第百二号

郡家町長から申請のあつた町管土地改良(福地地区農道橋整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年一月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三号

昭和四十三年十一月二十八日付けで東伯郡東伯町大字徳万五百五十八番地の一東伯町農業協同組合組合長吉田常吉から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四号

天神川水系に係る指定区間の一級河川三徳川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第三条の規定により河川法(昭和三十九

年法律第六十七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百五号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

天神川水系 三徳川

二 廃川敷地等が生じた年月日

昭和四十四年二月七日

三 廃川敷地等の位置

東伯郡三朝町大字大瀬字上鴨渡り千九十七番の一地先から

同町同大字字下鴨渡り千百六十三番の一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地(河川管理施設を含む。)一、八七九・三六平方メートル

鳥取県告示第百六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年二月三日から用途廃止した。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
鳥取市湖山町字下外浜一、二七八ノ四番地先	三一・二五	道路敷

鳥取県告示第百七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号(鳥取県指定金融機関の名称位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社 山陰合同銀行根雨支店黒坂出張所 日野郡日野町大字黒坂 日野郡のうち日野町 収納及び支払事務」を削る。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年二月十一日から施行する。

昭和四十四年二月七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

3の項中

改める。

8の項中

一般国道五三号線 八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇一八番地の二地先から同町大字樟原三一〇番地地先までの間
四〇〇メートル
右
同

一般国道五三号線 八頭郡用瀬町大字安蔵一、〇一八番地の二地先から同町大字樟原三一〇番地地先までの間
四〇〇メートル
右
同

一般国道一七九号線 倉吉市上井町二丁目三番地の二地先から同市福庭字八ヶ坪四一五番の三地先までの間
一、四五〇メートル
右
同

西町二丁目四五番地地先
一 小きき花園幼稚園前
を削り、

大榎町一四番地地先
一 大工町頭三差路

大工町頭三三番地地先
一

御弓町四番地地先
一

大工町頭一番地の一地先十字路
四

氏 名	横山 秀 晴
生年月日	大、三、六、日
住 所	鳥取市卯垣一五一
職 業	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長
電 話 番 号	事務局 (鳥取) 三二六(日)
経 験 及 び 関 歴	鳥取県地方労働委員会事務局調整課長補佐
委 嘱 年 月 日	昭、四、一、三

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十四年一月二十三日委嘱したので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和四十四年二月七日

上井町二丁目一番地の七地先十字路	四	を
上井町二丁目一番地の七地先十字路	四	に、
上井三九番地の一地先十字路	二	を
道笑町二丁目一九四番地地先	二	を
道笑町二丁目四五番地地先	一	に改め、
田島二六番地の一地先	一	を削る。

雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第5条第9項の規定に基づき、地方職員共済組合法の一部を変更することについて、次のとおり公告する。

昭和44年2月7日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

地方職員共済組合法の一部を次のように変更する。

第22条第3号に次のように加える。

ニ 鹿児島開発事業団

附 則

この変更は、昭和43年4月1日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】